

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容														
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策										
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
都道府県	市区町村																	
長崎県	長崎市	長崎市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	佐世保市	佐世保市犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	島原市	島原市犯罪被害者等支援条例	令和元年7月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	諫早市	諫早市犯罪被害者等支援条例	令和3年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	大村市	大村市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	平戸市	平戸市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	松浦市	松浦市犯罪被害者等支援条例	令和2年6月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	対馬市	対馬市犯罪被害者等支援条例	令和2年9月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	壱岐市	壱岐市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	五島市	五島市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	西海市	西海市犯罪被害者等支援条例	令和元年12月24日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	雲仙市	雲仙市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	南島原市	南島原市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	長与町	長与町犯罪被害者等の支援に関する条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	時津町	時津町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	東彼杵町	東彼杵町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	川棚町	川棚町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	波佐見町	波佐見町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	小値賀町	小値賀町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	佐々町	佐々町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	新上五島町	新上五島町犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。